

別紙

諮問第1643号

答 申

1 審査会の結論

「火災調査書」外1件の本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、「火災調査書」の「焼損状況」欄にある「火災による死傷者」の部分については、開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇区〇〇〇-〇付近で発生した火災に関する火災調査書及び出火原因判定書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和3年12月7日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適法かつ妥当であり、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年5月26日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年12月6日に実施機関から理由説明書を、令和5年1月5日に審査請求人から意見書を収受し、令和4年11月22日（第205回第三部会）から令和5年2月21日（第208回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律第186号）第7章の規定に基づいて行われる消防機関の行政調査であり、同法31条では、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査をすることが定められている。

東京消防庁火災調査規程（平成6年11月16日訓令第35号）62条では、消防署長は管轄区域内で発生した火災について、調査書類を作成し、管理しなければならない旨規定している。また、東京消防庁火災調査規程事務処理要綱（平成6年11月16日予防部長依命通達）第28では、火災調査に必要な火災調査書類として、「火災調査書（別記様式第15号及び第15号の2）」、「出火原因判定書（別記様式第16号）」等を定めている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象公文書は、火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇〇第〇号）のうち、別表1に掲げる本件対象公文書1及び2であり、実施機関は、別表2に掲げる本件非開示情報1及び3を条例7条2号に、本件非開示情報2及び5を同条2号及び6号に、本件非開示情報4を同条6号に該当するとして、当該各部分をそれぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

（ア）「焼損状況」欄の非開示部分について

審査会が見分したところ、「焼損状況」欄の非開示部分には、本件開示請求に係る火災（以下「本件火災」という。）による焼損程度別棟数、焼損程度別焼損床面積及び火災による死傷者数等が記載されているのを確認した。

審査会が検討したところ、これらの情報のうち、「火災による死傷者」の部分は、他の情報と照合したとしても特定の個人を識別することができる情報とは認められず、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、当該部分については、条例7条2号に該当せず、開示すべきである。

その他の部分については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ) 前記(ア)以外の非開示部分について

審査会が見分したところ、前記(ア)以外の非開示部分には、火災の程度、火元の情報、火災・原因概要等が記載されているのを確認した。

これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例7条2号本文に該当する。

審査請求人は、「火災・原因概要」欄の出火原因が条例7条2号ただし書イ及びロに該当する情報であると主張し、開示を求めているので、以下検討する。

a 条例7条2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、特定の専門家による調査結果が一般に公表される予定であるため、「火災・原因概要」欄の記載内容は条例7条2号ただし書イに該当する旨主張する。

同号ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報を、非開示とする個人情報から除外することを定めたものである。

審査会が検討したところ、特定の専門家による調査結果の公表は、独自の調査に基づき判明した出火原因を公表するものであるから、このことをもって、火災調査書に記載されている内容と公表される予定の調査結果の内容とが同一の内容であるとは言い難く、一般に慣行として公にされているものとは認められない。

b 条例7条2号ただし書ロの該当性について

審査請求人は、出火原因は、火災を起こさないようにするために大切な情報と考えられ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるため、「火災・原因概要」欄の記載内容は条例7条2号ただし書に該当する旨主張する。

同号ただし書は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報については、開示することを定めたものである。

審査会が検討したところ、本件火災の出火原因に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するためにこれを広く一般に公開するまでの必要がある情報とは認められない。

したがって、本件非開示情報1のうち、前記（ア）以外の非開示部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、発見者等の情報、発見状況、通報状況、初期消火状況等が記載されているのを確認した。

本件非開示情報2は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、実施機関の職員の氏名及び出火建物の住居番号が記載されているのを確認した。

実施機関に確認したところ、本件非開示情報3のうち職員の氏名は管理職でない職員の氏名であり、実施機関では、管理職である職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の職員の氏名については慣行として公にしていないと説明する。

また、出火建物の住居番号は、火災発生場所である住所の一部を表すものであり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報4及び5の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、出火建物内の見分を踏まえた出火箇所及び出火原因の判定理由が、本件非開示情報5には、出火建物内の見分を踏まえた出火原因の判定理由が、それぞれ記載されているのを確認した。

本件非開示情報4及び5は、出火原因を判定するための判断基準や手法を含んでおり、これが公になることにより、出火原因を判定するために必要な事項が明らかとなるので、火災関係者等がそれを知ることとなると、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することにより、出火原因の判定を困難にさせるなどして、今後の火災調査事務に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、本件非開示情報5については、同条2号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ

別表 1

本件対象公文書	公文書の件名
1	火災調査書（別記様式第15号及び第15号の2）
2	出火原因判定書（別記様式第16号及び第26号）

別表 2

本件対象公文書	本件非開示情報	非開示部分	非開示理由
1	1	<ul style="list-style-type: none"> ○「火災の程度」欄の火災の程度 ○「火元」欄のうち、場所の号数、建物名称等、火元者の職業・職、氏名、年齢、火元区分、建築面積及び延べ面積 ○「焼損状況」欄のうち、焼損程度別棟数、焼損程度別焼損床面積、焼損床面積計、焼損表面積計、火災による死傷者、り災世帯、り災人員、焼損物件の焼損状況及びり災状況並びに火災損害額 ○「発火源」欄、「部位」欄、「経過」欄、「着火物」欄及び「出火箇所」欄 ○「火災・原因概要」欄のうち、場所の号数、建物名称、出火箇所、焼損状況、火災の程度、り災状況及び出火原因 	条例7条2号
	2	○「発見状況」欄、「通報状況」欄及び「初期消火状況」欄	条例7条2号 条例7条6号
2	3	<ul style="list-style-type: none"> ○作成者の氏名 ○1の場所の号数 	条例7条2号
	4	○2から3（3）シまで	条例7条6号
	5	○3（4）	条例7条2号 条例7条6号